## 薬局開設許可に関する変更事項等

※提出時期欄の説明 事前:変更前のあらかじめ 変更後:変更のあった日から30日以内

変更事項	提出時期	添付書類
○開設者の氏名又は住所	変更後	○履歴事項全部証明書(開設者が法人の場合の氏名又は住所の変更のとき。発行日から6か月以内のもの。) ○戸籍抄本、戸籍謄本又は戸籍事項証明書(開設者が個人の場合の氏名の変更のとき。発行日から6か月以 内のもの。)
<ul><li>○責任役員</li><li>(申請者が法人の場合)</li></ul>	変更後	○履歴事項全部証明書(発行日から6か月以内のもの) ※「変更届(責任役員変更専用)」を使用するか、変更届の備考欄に、「変更後の責任役員に関する医薬品 医療機器等法第5条第3号イ~トへの該当の有無」について記載してください。
<ul><li>○管理薬剤師の氏名、住所</li><li>○その他の薬剤師・登録販売</li><li>者の氏名</li></ul>	変更後	○次の書類など、変更後の氏名を証する書類(氏名の変更のときのみ。管理者の住所変更は添付書類なし。) ・戸籍抄本、戸籍謄本又は戸籍事項証明書、書換え後の薬剤師免許証・販売従事登録証、他の行政機関に よる受付済みの薬剤師名簿訂正申請書若しくは書換え交付申請書の写し等
○管理者の交代	変更後	<ul> <li>○1.薬局の業務体制の概要(別紙様式)</li> <li>○4.薬剤師・登録販売者の一覧(別紙様式)</li> <li>○雇用契約書の写し又は 6. 使用関係を証する書類(別紙参考様式)</li> <li>○薬剤師免許証</li> <li>※原本を提示するか、原本照合(原本を確認し、写しに次の事項を記載)した写しを提出してください。</li> <li>「原本照合済」の文言 ・ 確認年月日 ・ 開設者名(法人の場合は法人の名称及び代表者名)</li> </ul>

変更事項	提出時期	添付書類
○その他の薬剤師・登録販売	変更後	○3. 薬局の業務体制の概要(別紙様式)
者の転入・転出		○4. 薬剤師・登録販売者の一覧 (別紙様式)
		○雇用契約書の写し又は 6. 使用関係を証する書類 (別紙参考様式)
		○資格を証する書類(薬剤師免許証又は販売従事登録証)
		※原本を提示するか、原本照合(原本を確認し、写しに次の事項を記載)した写しを提出してください。
		「原本照合済」の文言・確認年月日・開設者名(法人の場合は法人の名称及び代表者名)
○週当たり勤務時間数	変更後	○3. 薬局の業務体制の概要(別紙様式)
(管理薬剤師又はその他の薬		○4. 薬剤師・登録販売者の一覧 (別紙様式)
剤師・登録販売者)		
○薬局の名称	事前	なし
○薬局の住居表示	変更後	○住居表示の変更内容を確認できる書類(住居表示変更通知書の写し、住居表示変更証明書の写し等)
○構造設備	変更後	○1. 薬局の構造設備の概要(別紙様式)
○兼営事業の種類	変更後	なし
<ul><li>○特定販売の実施の有無</li></ul>	 事前	○11. 特定販売の概要(別紙様式)
○特定販売に係る事項		※特定販売を実施しなくなるときは、添付不要です。
○放射性医薬品の取扱品目	変更後	○取扱品目一覧表
		※任意の様式により取り扱う放射性医薬品の一覧を添付してください。

変更事項	提出時期	添付書類
○通常の営業日及び営業時間	変更後	○3. 薬局の業務体制の概要(別紙様式)
<ul><li>○相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先</li></ul>	事前	なし
○薬剤師不在時間の有無	事前	○10. 薬剤師不在時間の概要 (別紙様式) ※薬剤師不在時間が「無」になるときは、添付不要です。
<ul><li>○開店時間に販売・授与する</li><li>医薬品の区分</li></ul>	変更後	なし
○健康サポート薬局である旨 の表示の有無	<u>事前</u>	<ul><li>○12.健康サポート薬局チェック表(様式 1-1~1-3)</li><li>※新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとするときは、事前に届出先へ相談の上で提出してください。</li><li>※健康サポート薬局である旨の表示をしなくなるときは、添付不要です。</li></ul>